

市町合併による開発許可等の適用範囲について

河辺町および雄和町の合併（平成17年1月11日）に伴い、区域区分が定められていない都市計画区域（河辺都市計画区域）における許可を要する開発行為の規模等が変更となります。

変更内容

1 開発許可の規模（表1参照）

合併前の河辺町および雄和町の区域区分が定められていない都市計画区域（河辺都市計画区域）においては、3,000平方メートルから開発許可が必要でしたが、合併に伴い、開発許可を要する面積が1,000平方メートルに変更となります。

開発許可に必要な規模

表1

都市計画区域の指定	区域区分等		開発許可に必要な面積（平方メートル）
都市計画区域	線引き	市街化区域	1,000以上
		市街化調整区域	規模要件なし
	非線引き都市計画区域（河辺都市計画区域）		1,000以上
都市計画区域外	その他の区域		10,000以上

2 事業計画の届出（表2参照）

都市計画法第29条第1項第3号および第4号に該当するもので、区域区分が定められていない都市計画区域（河辺都市計画区域）において行う1,000平方メートル以上および河辺都市計画区域外で行う10,000平方メートル以上の許可を要しない開発行為については、秋田市宅地開発に関する条例に基づき事業計画の届出が必要となります。

事業計画の届出が必要な規模

（都市計画法第29条第1項第3号および第4号該当）

表2

都市計画区域の指定	区域区分等		事業計画の届出が必要な面積（平方メートル）
都市計画区域	線引き	市街化区域	1,000以上
		市街化調整区域	規模要件なし
	非線引き都市計画区域（河辺都市計画区域）		1,000以上
都市計画区域外	その他の区域		10,000以上